



名古屋地方裁判所民事部御中

基本事件 令和2年(ハ)第〇〇号, 令和2年(サ)第1512号 移送申立事件

損害賠償請求事件

抗告人 ○○

令和2年3月3日

即時抗告申立書

抗告人

○○

別紙当事者目録記載の

当事者間の名古屋簡易裁判所令和2年(ハ)第〇〇号について同裁判所が
令和2年3月2日にした後記決定は不服であるから即時抗告を申立てます。

第1 原決定の表示

本件訴訟を名古屋地方裁判所に移送する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
 - 2 申立人の移送申立てを却下する。
- との決定を求めます。

第3 抗告の理由

ア 令和2年3月2日付決定書（以下、本決定書に添付されている全19頁を「決定書」という。）の2頁上から10行め「本件訴訟は、申立人がトライグループの上司に相談した内容の真偽、そのことと本件解雇との因果関係及び相手方の損害額の相当性等が争点となることが予想され、それを前提とする」とあるが、当該内容の真偽は、決定書14頁及び15頁の添付文書である同意書の提出がないから、決定書11頁下から1行め記載「むしろ逆に、放棄（同意）が自由な意思によつたものでないことが推定されるを妨げない。」のとおり、令和2年2月18日付文書提出命令申立てによる文書提出がないから、抗告人の主張のとおり、被抗告人の提出すべき文書目録の記載1及び記載2の文書は虚偽とみなすことができる。したがって、本件解雇はその

前提条件を欠き、理由はないと解すべきである。

イ そうすると、本件訴訟は、申立人がトライグループの上司に相談した内容が虚偽であるから、本件解雇はその前提条件に欠くとともに、当該虚偽内容を記載した文書との因果関係及び相手方の損害額の相当性等が認められることになるから、相手方の相当な損害が認められると解せられる。

ウ したがって、決定書10頁下から6行めから同11頁上から3行めあるいは決定書17頁下から10行めないし同18頁上から3行めのとおり、本基本事件は申立人と別件事件の被告会社及び同代表者代表取締役との共同不法行為であるとみなすことができる。

エ ただし、改正民法第465条6項ないし9項を準用し、又は決定書11頁上から10行め記載のとおり、「個々の労働者は到底使用者と対等の立場にはないのであるから」（最高裁判所昭和44年（オ）第1073号同48年1月19日第二小法廷判決・民集27巻1号27頁参照）と判示されているとおり、使用者と労働者の責任は区別して論ぜられるべきものである。

オ したがって、労働者である被抗告人の責任については、引き続き基本事件として名古屋簡易裁判所で裁判を求め、被告会社及び使用者である同代表者代表取締役の使用者責任については、本基本事件とは別に別訴にて慰謝料及び損害賠償請求事件として申立てをおこないます。

カ 他方で、別件事件における争点は、最終的な請求額の確定のみであり、申立人の主張する争点は既に取り扱われていない。

キ したがって、本件訴訟を名古屋地方裁判所に移送する理由はない。

ク よって、相手方は、第2抗告の趣旨記載のとおり決定をもとめます。

ケ なお、決定書18頁上から4行めから最後までの記載のとおり、抗告人は申立人又は同訴訟代理人から基本的人権を侵害されている。

コ したがって、可及的速やかに申立人による申立ては却下されるべきものであり、基本的人権が侵害されたことによる相手方の損害は速やかに当該侵害が回復されるべく必要な決定等が認められるべきであると解すべきである。

以上